

訪問リハビリテーション 利用料金表 【 負担割合2割 】

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

基本料金

※以下の基本料金（①訪問リハビリテーション費・②加算項目）については、各項目ごとに地域加算＜6級地＞が加算されます。本利用料金表は地域加算を含まない金額を掲載しています。実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

① 訪問リハビリテーション費

20分あたり	40分あたり	60分あたり
616円	1,232円	1,848円

※当施設の訪問リハビリテーションは、
1回あたり40分または60分のサービス提供を基本としています。

② 加算項目

加算項目	金額		概要
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	40分 24円	60分 36円	サービスを提供する理学療法士・作業療法士に勤続7年以上の者が1人以上いる場合に算定
リハビリテーション マネジメント加算 イ	360円/月		※イ、ロ いずれかの加算が算定となります 施設の医師がリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を出していること、訪問リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士・作業療法士が利用者またはその家族に対して計画を説明し、同意を得た内容を医師と共有していること、担当介護支援専門員に対し、リハビリテーションの専門的な見地から情報提供を行うこと、利用者ごとのリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、リハビリテーションに必要な情報を活用していること等、細かな要件があります
リハビリテーション マネジメント加算 ロ	426円/月		
施設の医師が リハビリテーション実施計画を説明し 同意を得た場合の加算	540円/月		リハビリテーションマネジメントの一環として、施設の医師がリハビリテーション実施計画について利用者またはその家族に説明し、同意を得た場合に算定
短期集中リハビリ テーション実施加算	400円/日		退院・退所日または新たに要介護認定を受けた日から3か月以内に集中的なリハビリを実施した場合に算定
退院時共同指導加算 ※退院時1回	1,200円/回		病院または診療所からの退院にあたり、施設の医師、理学療法士、作業療法士が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に初回の訪問リハビリを行った場合に算定
移行支援加算	34円/日		利用終了者のうち、通所介護、通所リハビリテーション等へのサービスの移行に至った方が一定割合を超えている場合に算定
施設の医師が 診療を行わない場合の減算	40分 -200円	60分 -300円	施設の医師がリハビリテーション実施計画の作成に関わる診療を行わなかった場合に算定 ※条件によって免除となる場合があります